

国土開発幹線自動車道建設会議の所掌事務

1. 会議の設置（国土開発幹線自動車道建設法第 11 条）

国土開発幹線自動車道建設法及び高速自動車国道法により定められた審議事項を処理するため、国土交通省に設置。

2. 会議の審議事項

基本計画に関する審議（国土開発幹線自動車道建設法第 5 条）

- ・ 建設線の区間
- ・ 建設線の主たる経過地
- ・ 標準車線数
- ・ 設計速度
- ・ 道路等との連結地
- ・ 建設主体

整備計画に関する審議（高速自動車国道法第 5 条）

- ・ 経過する市町村名
- ・ 車線数
- ・ 設計速度
- ・ 連結位置及び連結予定施設
- ・ 工事に要する費用の概算額
- ・ その他必要な事項（施行主体、乗合旅客自動車停留施設等）

路線指定及び予定路線（国土開発幹線自動車道建設法の別表以外的高速自動車国道の予定路線）に関する審議

（ 上記事項については、国幹会議の議を経て、
国土交通大臣が決定する。 ）

国土開発幹線自動車道建設会議の所掌の根拠法令

1. 国土開発幹線自動車道建設法

(建設線の基本計画)

第五条 国土交通大臣は、高速自動車交通の需要の充足、国土の普遍的開発の地域的な重点指向その他国土開発幹線自動車道の効率的な建設をはかるため必要な事項を考慮し、国土開発幹線自動車道の予定路線のうち建設を開始すべき路線（以下「建設線」という。）の建設に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を立案し、国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て、これを決定しなければならない。

2. 高速自動車国道法

(予定路線)

第三条 国土交通大臣は、政令で定めるところにより、内閣の議を経て、高速自動車国道として建設すべき道路の予定路線（国土開発幹線自動車道の予定路線を除く。以下本条において同じ。）を定める。この場合においては、一般自動車道との調整について特に考慮されなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の予定路線について内閣の議を経ようとするときは、あらかじめ国土開発幹線自動車道建設会議（以下「会議」という。）の議を経なければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により高速自動車国道の予定路線を定めたときは、遅滞なく、政令で定める事項を告示しなければならない。

(高速自動車国道の意義及び路線の指定)

第四条 高速自動車国道とは、自動車の高速交通の用に供する道路で、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、かつ、政治・経済・文化上特に重要な地域を連絡するものその他国の利害に特に重大な関係を有するもので、次の各号に掲げるものをいう。

一 国土開発幹線自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの

二 前条第三項の規定により告示された予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの

2 前項の規定による政令においては、路線名、起点、終点、重要な経過地その他路線について必要な事項を明らかにしなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ会議の議を経なければならない。

(整備計画)

第五条 国土交通大臣は、前条第一項の規定により高速自動車国道の路線が指定された場合においては、会議の議を経て、政令で定めるところにより、当該高速自動車国道の新設に関する整備計画を定めなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の整備計画のうち、国土開発幹線自動車道に係るものについては、国土開発幹線自動車道建設法第五条第一項の規定により決定された基本計画に基き定められなければならない。

3 国土交通大臣は、高速自動車国道の改築をしようとする場合においては、会議の議を経て、政令で定めるところにより、当該高速自動車国道の改築に関する整備計画を定めなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 国土交通大臣は、第一項又は前項の規定により整備計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内における整備計画にあつては、当該指定都市）の意見を聴かななければならない。